

総管管第65号

平成31年3月29日

各府省大臣官房長等 宛て

総務省行政管理局長

(公 印 省 略)

目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例の改正について

平成31年3月12日付け「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)の改定を踏まえ、「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」(平成26年9月2日総管査第254号)の別紙1「目標策定の際に考慮すべき視点」及び別紙2「目標及び指標の記載例」を改正したので通知する。

「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例の改正について」（平成31年3月29日総務省行政管理局長）別紙1「目標策定の際に考慮すべき視点」（抄）

標記について、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改定）に基づき、目標策定の際に考慮すべき視点を取りまとめたので、独立行政法人（以下「法人」という。）に対する目標の検討に当たっては、本通知事項に留意の上、適切な目標策定をお願いする。

3 「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に係る各法人共通の視点

(3) 「その他業務運営に関する重要事項」について（目標及び指標の記載例は、別紙2の5参照）

② 「人材確保・育成方針」について

- i 具体的な業務執行は法人の自主性・自律性に委ねるとの独立行政法人制度の趣旨に鑑みれば、「人材確保・育成方針」は、あくまでも、法人が自らの判断で策定すべきものであることを十分に考慮し、必要な人材を確保・育成する上での留意事項を示す場合には、例えば、人材面の強化が必要と考えられる分野や、人材確保に当たり、法人内部での育成に限らず関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、当該法人がその政策実施機能を最大限に発揮する上で真に必要なかどうかとの観点から厳選した事項を示すこととする。
- ii 「人材確保・育成方針」に記載すべき事項や対象期間等、当該方針の具体的内容については、法人や事務・事業の特性、当該法人の現状や取り巻く環境等によって、必要とされる内容が異なるものと考えられるが、「人材確保・育成方針」の策定を求めるところを目標とすることとした趣旨に鑑みて、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組が専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該法人の強みの維持・向上に資するものとなること。

「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例の改正について」（平成31年3月29日総務省行政管理局長）別紙2「目標及び指標の記載例」（抄）

標記について、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改定。以下「目標策定指針」という。）に基づき、目標の策定の際に参照される個別の目標及び指標の記載例を取りまとめたので、独立行政法人（以下「法人」という。）に対する目標の検討に当たっては、本通知事項に留意の上、適切な目標の策定をお願いします。

5 「その他業務運営に関する重要事項」（3法人共通、業務類型共通）

【目標例】

<人材確保・育成方針>

- ・ ○○に位置付けられた○○業務を着実に実施するためには、○○分野の専門的な人材が必要であるが、当法人の現状等の分析でも示したとおりこうした人材が不足している。当該分野の人材は、我が国全体としても限られており、当法人としても当該分野の専門的な人材の確保・育成を戦略的に推進する必要がある。

その際、○○分野に強みを有する○○との人材交流を積極的に推進する。

上記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針を策定すること。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づき既に策定している「人材活用等に関する方針」をもって、人材確保・育成方針とする場合）

- ・ なお、本法人においては、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）第24条に基づき、本目標において策定を求める「人材確保・育成方針」としても十分な内容を定めた「人材活用等に関する方針」が既に策定されているため、当該方針に基づいて取組を進めること。
- ・ 上記の留意すべき事項については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）第24条に基づいて策定された「人材活用等に関する方針」において、既に留意した方針が定められているため、当該方針に基づいて取組を進めること。